

29年度 公文書開示（7月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H29.6.20	H29.7.4	特定非営利活動法人〇〇の平成29年度定款変更認証申請書類	42	1						1	1							(7条2号) 総会出席者、議長及び議事録署名人の氏名並びに事務担当者名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
2	H29.6.30	H29.7.6	・私立学校教育助成金調査表(A表)「1学校法人資金収支計算書」、「2学校法人消費収支計算書」及び「3貸借対照表」(平成24年度から平成26年度まで)並びに「1資金収支計算書」「2事業活動収支計算書」及び「3貸借対照表」(平成27年度)(学校法人〇〇) ・私立学校教育助成金調査表(A表)「1学校法人資金収支計算書」、「2学校法人消費収支計算書」及び「3貸借対照表」(平成24年度から平成27年度まで)(学校法人△△外3法人)	60	1							1							(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
3	H29.7.3	H29.7.6	私立学校教育助成金調査表(A表)「1学校法人資金収支計算書(平成28年度決算)」「2学校法人事業活動収支計算書(平成28年度決算)」及び「3貸借対照表(平成28年度)」(学校法人〇〇)	30	1							1						(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課	
4	H29.7.3	H29.7.7	学校法人〇〇の私立学校教育助成金調査表(A表)「1学校法人資金収支計算書(平成27年度決算)」、「2学校法人消費収支計算書(平成27年度決算)」及び「3貸借対照表(平成27年度)」並びに「1資金収支計算書(平成28年度決算)」「2事業活動収支計算書(平成28年度決算)」及び「3貸借対照表(平成28年度決算)」	6	1							1						(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課	
5	H29.6.27	H29.7.10	職務に関する働きかけについての対応記録票(平成29年1月分及び2月分)	2	1															生活文化局総務部総務課
6	H29.6.27	H29.7.10	職務に関する働きかけについての対応記録票(平成28年12月分)	1	1							1						(7条3号) 事業者名については、法人に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	生活文化局総務部総務課	
7	H29.6.27	H29.7.11	特定非営利活動法人〇〇の設立認証申請書類、設立登記完了届出書類、事業報告書類(平成16年度から平成24年度まで各年度分)及び役員の変更等届出書類	117	1						1	1						(7条2号) 申請者、理事、監事及び社員等に係る氏名、住所又は居所、電話番号等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課	
8	H29.7.3	H29.7.14	学校法人〇〇の平成28年度の財務計算書類のうち、資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表及び貸借対照表	12	1							1						(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課	
9	H29.6.17	H29.7.14	東京都が認証したNPO法人のうち、事業報告書未提出及び認証を受けて6か月を経過しても設立の登記を行わなかったことを理由にしたものを除き、認証を取り消されたNPO法人の事業報告書類、定款、設立趣旨書及び役員名簿	450	1							1	1	1				(7条2号) 設立代表者、監事、社員等の氏名、住所又は居所、携帯電話番号等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号) 金融機関名、支店名及び借入先個人名については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課	
10	H29.7.3	H29.7.14	平成29年5月31日事務連絡 東京都歴史文化財団事務局 御中 ・文化振興部から東京都歴史文化財団への指導について(概要記録) ・芸劇エスカレーター事故に関する都響と文振部担当者とのやり取り記録 ・都立文化施設における障害者対応の充実並びに危機管理体制の強化について(指導)	5	1															生活文化局文化振興部企画調整課
11	H29.7.3	H29.7.14	平成29年5月31日付事務連絡 東京都生活文化局文化振興部企画調整課 御中	7	1							1						(7条2号) 個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため ・個人の座席番号及び特徴については、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	生活文化局文化振興部企画調整課	



29年度 公文書開示（7月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在 存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
27	H29. 7. 14	H29. 7. 28	東京都生活文化局文化振興部が、4月22日の東京芸術劇場エスカレーター事件のビデオテープを7月まで見なかったことに関して、財団が差し止めていたか、都が要求しなかったかが分かる文書	2	1				1									(7条2号) 個人に関する情報であるため	生活文化局文化振興部企画調整課
28	H29. 7. 14	H29. 7. 28	旅費請求内訳書 平成29年7月分 旅費請求内訳書の内、開示請求内容に係る該当職員及び旅費請求の記録を抽出したもの	1	1				1									(7条2号) 個人の通勤経路に関する情報は、当該個人は地方公務員に該当するが、当該情報とその職務の遂行に係る情報には当たらないため	生活文化局文化振興部企画調整課
29	H29. 7. 14	H29. 7. 28	・東京都で4月22日の東京芸術劇場エスカレーター事件のビデオテープを見る際、どのような形で入手したかが分かる文書1から3			1			1									(7条2号) 個人に関する情報であるため	生活文化局文化振興部企画調整課
30	H29. 7. 14	H29. 7. 28	4月22日の東京芸術劇場エスカレーター事件に関し、東京都が所有しているDVD			1			1									(7条2号) 記録されている多数の来場者、通行者の要望等の映像は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため (7条6号) 当該公文書は公にすることにより防犯カメラの位置、解像度等が公開されてしまい、施設管理に支障を生ずる恐れがあるため	生活文化局文化振興部企画調整課
31	H29. 7. 14	H29. 7. 28	平成29年4月22日の東京芸術劇場エスカレーター事件以降、東京芸術劇場の警備会社へ事情聴取り説明を求めたことが分かる文書				1											請求に係る文書については、文化振興部において作成・取得しておらず、存在しないため	生活文化局文化振興部企画調整課
32	H29. 7. 14	H29. 7. 28	旅費請求内訳書 平成29年6月分 副参事外4名分 旅費請求内訳書の内、開示請求内容に係る旅費請求の記録を抽出したもの	5	1				1									(7条2号) 個人の通勤経路や旧姓に関する情報は、当該個人は地方公務員に該当するが、当該情報とその職務の遂行に係る情報には当たらないため	生活文化局文化振興部企画調整課
33	H29. 7. 14	H29. 7. 28	芸劇エスカレーター事故に関する都警と文振部担当者とのやり取り記録	1	1														生活文化局文化振興部企画調整課
34	H29. 7. 14	H29. 7. 28	「2017年〇月〇日」のメール	1	1				1									(7条2号) 個人のメールアドレスに関する事項については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局文化振興部企画調整課
35	H29. 7. 14	H29. 7. 28	4月22日から本日まで、4月22日芸術劇場にてトラブルがあった件について、文化振興部が都警との間でやりとりをしている文書			1			1									(7条2号) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局文化振興部企画調整課
36	H29. 7. 14	H29. 7. 28	4月22日に芸術劇場にてトラブルがあった件について文化振興部担当者と文化振興部長、生活文化局長とのやり取りがわかる文書				1											実施機関において作成・取得しておらず、存在しないため	生活文化局文化振興部企画調整課
37	H29. 7. 14	H29. 7. 28	4月22日の東京芸術劇場エスカレーター事件以降、東京芸術劇場管理係〇〇へ事情聴取したことが分かる文書				1											当該文書については実施機関において作成・取得しておらず、存在しないため	生活文化局文化振興部企画調整課
38	H29. 7. 19	H29. 7. 31	東京都庭園美術館 (28) エレベーター設置工事 工事内訳書	7	1														生活文化局総務部総務課
39	H29. 7. 17	H29. 7. 31	平成29年3月9日付東京都情報公開審査会答申第779号のために東京都情報公開審査会が任命した専門調査員の任命に係る文書				1											平成29年3月9日付東京都情報公開審査会答申第779号のために専門調査員を任命していないため、請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
40	H29. 7. 17	H29. 7. 31	平成29年3月9日付東京都情報公開審査会答申第779号のpage3における異議申立書での重要な論点のひとつである「本件、member.Metro.Tokyo.Jpドメインのメールサーバのログを参照すれば情報隠蔽の有無は自明である」に対して、東京都情報公開審査会が見解を述べない(省略した)ことを判断した根拠の文書				1											異議申立人の異議申立書における主張等を踏まえて審査会が判断した事項は、すべて答申に記載されており、東京都情報公開審査会が見解を述べない(省略した)ことを判断した根拠の文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
41	H29. 7. 17	H29. 7. 31	非開示決定通知書(29生広情第134号 平成29年6月2日)の非開示理由(東京都情報公開審査会では、実施機関からの報告等をもとに異議申立人の主張を総合的に検討しているため、請求に係る公文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しない)の実施機関からの報告書				1											非開示決定通知書(29生広情第134号 平成29年6月2日)の非開示理由について、報告書を作成していないため、請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
42	H29. 7. 17	H29. 7. 31	平成29年3月9日付東京都情報公開審査会答申第779号のpage7における見解「実施機関の説明によると、校長と副校長の連絡相談等は、原則として副校長の出勤時間である13時30分よりただちに行っているとのことである」について、東京都情報公開審査会が当該見解の根拠とした文書(29生広情第137号)の開示請求に対する文書(29生広情第137号)を基に東京都生活文化局が東京都情報公開審査会に提出した文書				1											開示請求に対する文書(29生広情第137号)を基に東京都情報公開審査会へ文書を提出していないため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課

